

岡山市立中学校自主学習支援システム利用参加者の有無を確認する公募手続に係る質問及び回答

番号	質 問	回 答
1	<p>実績証明書について 用紙最下部に「注2 契約書の写しを添付してください」とありますが、各自治体様と当社間の契約情報を開示させていただくことは、守秘義務の観点からも回避させていただけないでしょうか？</p>	<p>岡山市では、締結後の契約書については開示事項であり、他自治体においても、約定に禁止事項として定めていなければ、契約書の写しの提供について制限は無いと解釈しています。</p> <p>実績を確認する書類としてお願いしていますので、当該自治体に問い合わせるなどして、可能であれば、業務名、期間、自治体名及び契約締結の押印が確認できる部分の写しを添付してください。</p> <p>しかしながら、貴社の社内規定に違反するまたは、各自治体において、禁止事項としている等の理由があれば、「契約書の写しを添付しない理由書」（様式自由）を提出していただくことで契約書の写しを省略することを可能とします。</p>